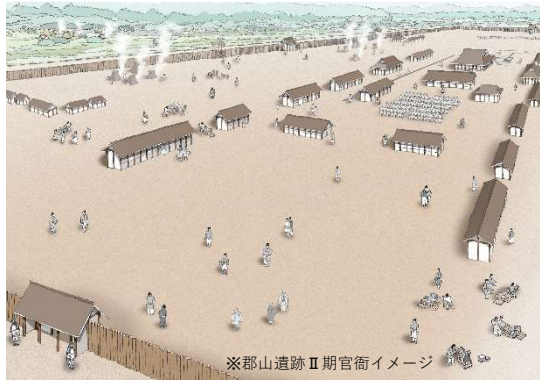


史跡^{かんが}仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画【概要版】

令和6年3月
仙台市教育委員会



史跡仙台郡山官衙遺跡群とは

仙台市太白区郡山にあり、JR長町駅の東側から国道4号線バイパスの間、広瀬川の下流域・名取川の合流点の近くに位置する、約45,000㎡にわたる国の史跡です。
昭和54(1979)年に初めての発掘調査がなされ、昭和55(1980)年から継続的な発掘調査を行った結果、7世紀半ば頃までさかのぼる日本最古級の地方官衙(役所)跡として極めて重要な遺跡であることが判明し、平成18(2006)年に国の史跡に指定されました。官衙はⅠ期官衙からⅡ期官衙へ建て替えられたことが明らかになっています。

計画策定の必要性

平成18年の史跡指定を受け、本市では平成20年3月に「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」(以下、保存管理計画書。)を策定したが、策定から10年以上が経過したことや、平成30年の文化財保護法改正などの社会情勢の変化を受け、改めて本史跡の保存活用について理解を得るため、本計画を策定するもの。

計画策定の目的

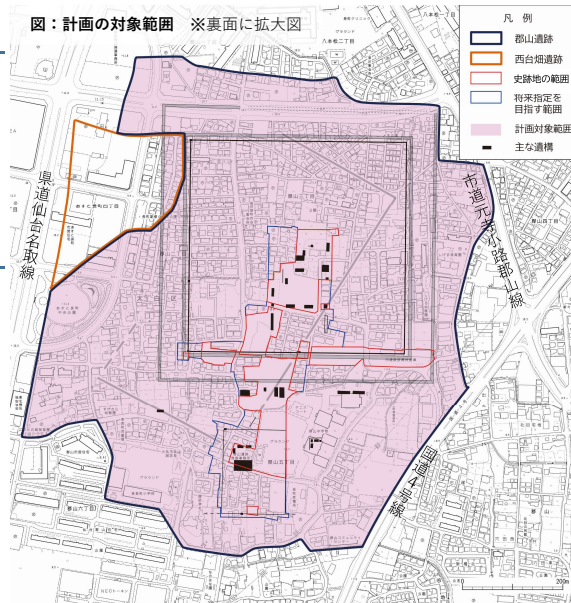
※遺跡に関する歴史上・学術上の価値のこと
本計画は、仙台郡山官衙遺跡群を適切に保存管理し、整備活用していくための指針を示すものであり、仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値※を改めて確認した上で、保存・管理・活用・整備等に係る理想的な将来像を提示し共有することで、本史跡の価値を高め後世へ確実に継承していくための基本的な方針を示すことを目的とする。

計画の期間

令和6年度～25年度の20年間とする。
なお、今後の社会状況の変化や史跡の保存、整備活用事業の進展に応じ、おおむね10年間で見直しを図るものとする。

計画の対象範囲

本史跡は、郡山遺跡のうち飛鳥～奈良時代の官衙・寺院跡の中枢部が史跡指定されており、史跡指定範囲の周辺にも官衙の範囲や、関連遺構の分布が広がっている。
このため、本計画では史跡指定範囲を中心に、郡山遺跡の範囲および隣接する西台畑遺跡のうち現時点で官衙を構成する遺構の存在が想定される範囲を対象範囲とする(右図のとおり)。



仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

平成20年策定の保存管理計画書において整理された歴史的価値をもとに、これまでの調査成果からわかったことを再整理し、本史跡の本質的価値を3点にまとめる。

- ① 東北古代史のはじまりを象徴する遺跡
- ② 中央集権国家成立期の北辺政策による遺跡
- ③ 東北地方から東アジアに及ぶ人・文化・技術の交流を示す遺跡

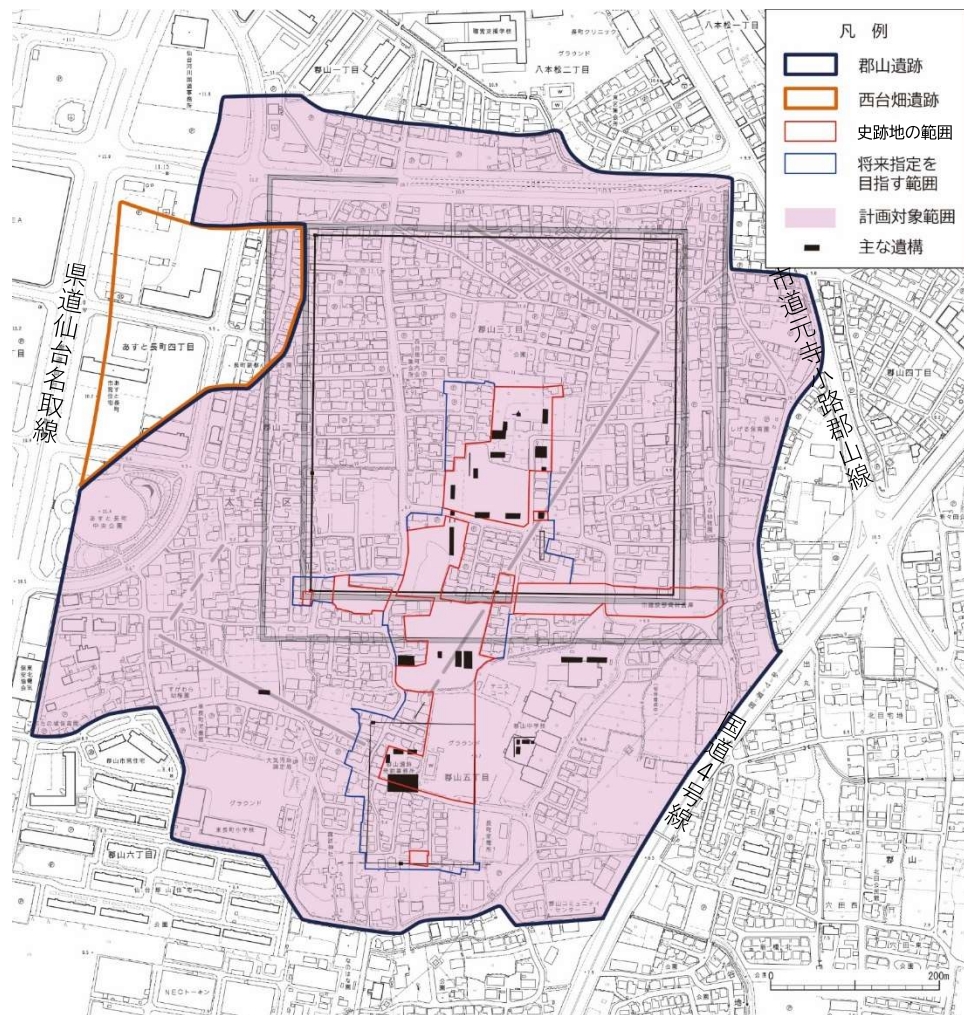
基本理念

現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に

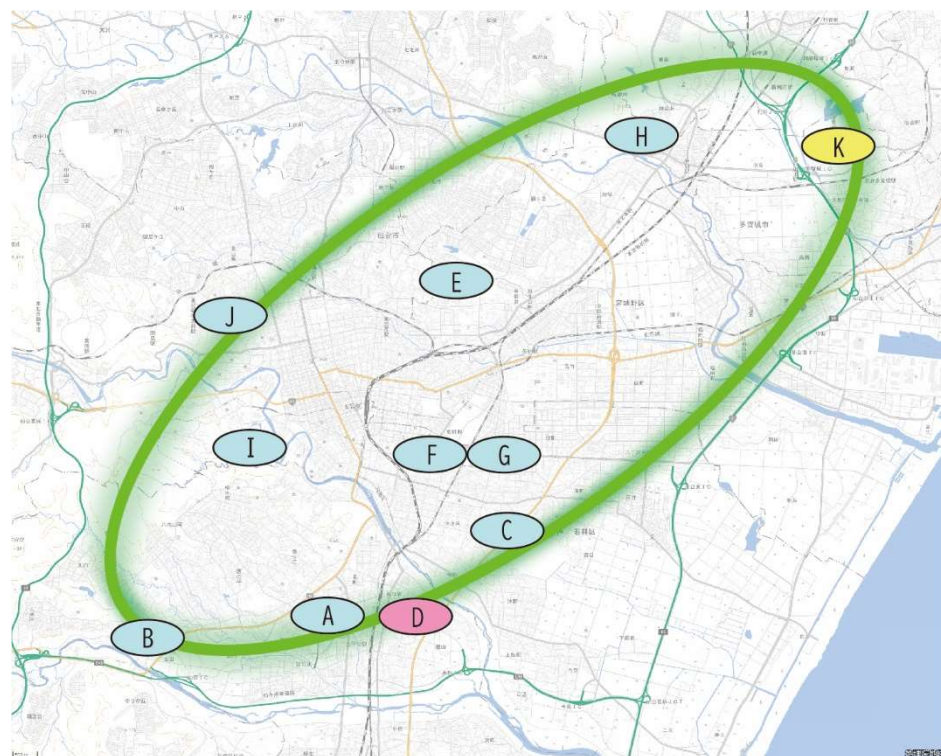
基本方針・方向性(方法)

	基本方針	方向性(方法)
保存管理	<ul style="list-style-type: none">①発掘調査に基づく保存・管理を行う②市民の理解と協力を得る③引き続き史跡化・公有化を実施する	<ul style="list-style-type: none">①現状変更取扱基準の見直し、調査研究の計画的・継続的な実施、史跡要素の一体的な保全に向けた関係者との協議②土地所有者・地域住民・ボランティア等との協力、史跡周辺の立地環境の維持に向けた協力依頼、情報発信の強化③土地所有者の同意の上で順次史跡化・公有化、史跡の周辺地域の史跡化・公有化の検討
活用	<ul style="list-style-type: none">①発掘調査に基づき活用する②多方面と連携し、多様な情報発信を行う③多様な視点(学びの場・親しみ場・楽しむ場)から活用を行う	<ul style="list-style-type: none">①史跡の本質的価値や歴史を体感できるような活用②地域住民や学校、ボランティア、各種NPO等との積極的な連携・協働、多様な手法や多言語による情報発信、市内遺跡のネットワーク化(裏面図参照)や古代の関連遺跡とのつながり・交流の理解促進③歴史・郷土学習や総合的な学習などでの活用、創造的活動の源泉となる多面的な活用、市民が親しみや誇りを持てる活用、文化的観光資源や防災に資する場としての活用
整備	<ul style="list-style-type: none">①市民生活と調和を図りながら、コスト意識に留意して進める②史跡の大きさ・本質的価値・歴史を体感できるような整備を行う③教育や学習の場、市民の憩いの場、文化・観光・防災に資する場とするとともに、多様な人が快適に見学できるような整備を行う	<p>【整備のテーマ】</p> <ol style="list-style-type: none">1 郡山遺跡からはじまる東北古代史2 水と緑に象徴される交流・憩いの場 <p>【方向性】</p> <ol style="list-style-type: none">(1)保存のための整備…遺構の現地保存・保護、防災設備の設置、史跡地の分断をなくし一体的な史跡公園の整備など(2)公開活用のための整備の方向性…一体的な整備の実施前までの段階的・暫定的な整備の検討、史跡の様相やスケールを体感できる整備、当時の植生の復元や居久根(いぐね)を活かした整備、便益管理施設・防犯設備・案内板等の設置、ガイダンス施設の設置検討など
運営・体制整備	<ul style="list-style-type: none">①市関連部局・関連教育機関・専門機関等と連携した運営を行う②市民の理解と協力を得られるような関係を構築する③持続可能な体制を整備する	<ul style="list-style-type: none">①まちづくり計画、道路整備部門、区役所、学校教育機関、社会教育機関、各種専門機関との連携強化②史跡を歴史があり誇るべきものとの認識を共有できる機会や手法の検討③ボランティアの養成や民間事業者等との連携等を通じた体制の充実

図：計画の対象範囲



図：遺跡ネットワーク想定図



(地理院タイルに遺跡位置を追記)

- A 富沢遺跡（仙台市富沢遺跡保存館）
- B 山田上ノ台遺跡（仙台市縄文の森広場）
- C 史跡遠見塚古墳
- D 史跡仙台郡山官衙遺跡群
- E 与兵衛沼窠跡
- F 史跡陸奥国分寺跡
- G 史跡陸奥国分尼寺跡
- H 史跡岩切城跡・東光寺遺跡
- I 史跡仙台城跡・仙台市博物館
- J 史跡林子平墓
- K 特別史跡多賀城跡附寺跡